

特 殊 肥 料

「特殊肥料の指定」

昭和25年6月20日 農林水産省告示第177号

最終改正 令和2年2月28日 告示第396号

(イ)次に掲げる肥料で粉末にしないもの
魚かす (魚荒かすを含む。)
干魚肥料
干蚕蛹
甲殻類質肥料
蒸製骨(脱こ骨を含み、牛由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。))を原料とする場合にあっては肥料取締法施行規則(昭和25年農林省令第64号)第1条第1号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置(以下「管理措置」という。))が行われたものに限る。かつ、牛の部位(牛由来の原料のうち、肉(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、骨(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。)、皮、毛、角、蹄(てい)及び臓器(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。))以外のものをいう。以下同じ。))を原料とするものについては牛(月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。))を除く。))の脊柱(背根神経節を含み、頸(けい)椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸(けい)椎棘(きよく)突起、胸椎棘(きよく)突起、腰椎棘(きよく)突起、仙骨翼、正中仙骨稜(りよう)及び尾椎を除く。))及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経っていない牛の部位(以下「脊柱等」という。))が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。))
蒸製てい角(牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものに限る。))
肉かす(牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限る。かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。))
羊毛くず
牛毛くず(牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものに限る。))
粗砕石灰石

(ロ)
米ぬか
発酵米ぬか
発酵かす(生産工程中に塩酸を使用しないしょう油かすを除く。))
アミノ酸かす(廃糖蜜アルコール醱酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量0.5パーセント以上のものを除く。))
くず植物油かす及びその粉末(植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。))
草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末
木の実油かす及びその粉末(カボック油かす及びその粉末を除く。))
コーヒークサ
くず大豆及びその粉末(くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたものと及びその粉末をいう。))
たばこくず肥料及びその粉末(変性しないたばこくず肥料粉末を除く。))
乾燥藻及びその粉末
落棉分離かす肥料
よもぎかす
草木灰(じんかい灰を除く。))
くん炭肥料
骨炭粉末(牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限る。かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。))
骨灰(牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限る。かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。))
セラックかす
にかわかす(オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限る。かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。))
魚鱗(蒸製魚鱗及びその粉末を除く。))
家さん加工くず肥料(蒸製毛粉(羽を蒸製したものを含む。))を除く。))
発酵乾ふん肥料(し尿を嫌気性醱酵で処理して得られるものをいう。))
人ふん尿(凝集を促進する材料(以下「凝集促進材」という。))又は悪臭を防止する材料(以下「悪臭防止材」という。))を加え、脱水又は乾燥したものを除く。))

動物の排せつ物(凝集促進材(別表に掲げるものに限る。))を加えたものを含む。))
動物の排せつ物の燃烧灰
堆肥(わら、もみぐら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。))を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの(尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。))をいい、牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限る。かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。))
グアニ(窒素質グアニを除く。))
発泡消火剤製造かす(てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものに限る。))
貝殻肥料(貝粉末及び貝灰を含む。))
貝化石粉末(古代にせい息した貝類(ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。))が地中に埋没たい積し、風化または化石化したものを粉末をいう。))
製糖副産石灰
石灰処理肥料(果実加工かす、豆腐かす又は焼ちゆう蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。))
含鉄物(褐鉄鉱(沼鉄鉱を含む。)、鉱さい(主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を100分の10以上含有するものに限る。)、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を100分の10以上含有するものをいう。))
微粉炭燃烧灰(火力発電所において微粉炭を燃烧する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃烧室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃烧室の底の部分から採取されるものにあつては、3ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。))
カルシウム肥料(主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。))
石こう(りん酸を生産する際に副産されるものに限る。))

※上記肥料には、造粒、成形及び圧ぺんしたものを含む。

<別表>

- 1 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- 2 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 3 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 4 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 5 ポリアミジン系高分子凝集促進材
- 6 アルミニウム系無機凝集促進材
- 7 鉄系無機凝集促進材